

---

**プロジェクト 収益認識に関する会計基準の開発****項目 第 380 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

---

**本資料の目的**

1. 本資料は、第 380 回企業会計基準委員会（2018 年 3 月 9 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

**代替的な取扱いに関する検討****（電気事業及びガス事業における検針日基準）**

2. 別記事業で認められてきたように、検針日基準が実務における必然性に基づくものであると考えられることや、数量の見積りのみならず、単価の見積りにも困難さがあることから、見積りによるコストと便益を勘案し、検針日基準を代替的な取扱いとして設けるという案 1 に賛成する。
3. 電気事業及びガス事業においては、顧客に対する債権が確定するのが検針日であり、決算日における料金の見積りの合理性を実績と比較して検証することができず、また契約数も非常に膨大であるため、収益の見積りが困難であると考えられる。そのため、検針日基準を代替的な取扱いとして設け、実務において適用の可否を判断するという案 1 に賛成する。今後別途の対応の必要性を検討するという案 2 は、関係者の合意が得られる見込みが不透明な状況では、適切な対応とならない可能性があるのではないか。
4. 収益認識専門委員会において、様々な立場の専門委員から、見積りの困難さに対する疑問が提起されていたことを考慮すると、今後別途の対応の必要性を検討するという案 2 がよいと考えられる。仮に、検針日基準を代替的な取扱いとして設けるという案 1 の場合には、公開草案を再度公表する必要があると考えられる。
5. 案 2 に近い方法がよいと考えられ、今後の検討を行う際には、広く財務諸表作成者から対応の要望を募り、かつ、その内容を公開の場において市場関係者が評価する必要があると考えられる。その上で、新基準における原則的な取扱いを一律に適用することによって、かえって我が国の利益にならない結果となると広く市場関係者の共感を得られるものについては、別途の取扱いを設けることが考えられるのではないか。

**(ライセンスの付与（売上高又は使用量に基づくロイヤルティ）)**

6. 連結会社間で受払されるロイヤルティの場合には、連結財務諸表において消去されるにもかかわらず、個別財務諸表において負荷をかけて見積計上が求められることは企業の納得感がないと考えられる。連単一致で原則的な取扱いを適用することのコストと便益の観点から、連結会社間取引に対する個別財務諸表上の取扱いについて配慮することも考えられるのではないか。
7. 連結財務諸表における情報の充実を前提として、コストと便益の観点から個別財務諸表における情報を簡素化することには特段の問題がないと考えられ、連結会社間取引に対する個別財務諸表上での取扱いの配慮は理解できると考えられる。
8. 現行実務を認める代替的な取扱いを設けないという提案に賛成するが、仮に検針日基準を代替的な取扱いとして設ける場合、対応が異なる理由を説明することが困難となるのではないか。
9. 事後的な実績との比較による見積りの合理性の検証が可能となる点で、ロイヤルティは検針日基準とは異なると考えられる。また、連結会社間取引であっても、セグメント情報に影響を与える可能性はあると考えられる。
10. ロイヤルティについては、新基準が特定の関係者に多大な影響を与える可能性があると考えられる。個別財務諸表における金額は法人税法上の課税所得計算の基礎となるため、特定の関係者に想定外の影響が生じる可能性があり、関係者の意見を踏まえ慎重に検討するために、別途対応を検討する機会を作ることも考えられるのではないか。

**設例に関する検討****(〔設例 32〕有償支給取引)**

11. 支給元が在庫管理を行うことが実務上困難である場合に、支給元により形式的な在庫管理が行われているかのような処理となる状況は避けるべきであると考えられるため、事務局の提案に賛成する。
12. 事務局の提案は、個別財務諸表における判断が不要となる点で、実務上の負担を軽減することになり、また代替的な取扱いによっても収益への影響がないため、財務諸表利用者の意思決定に影響を与えるものではないのではないか。
13. 連結会社間の有償支給取引は連結財務諸表においては消去されるため、買戻義務の判断の必要性は乏しいと考えられ、連結会社間の有償支給取引に対する判断を一律

に行うことができるようにすることがよいと考えられる。

14. 個別財務諸表に対する取扱いを設けることで連単で異なる会計処理となるとしても、今後の基準開発において、基本的には連単で同一の会計処理を定める方針が変更されるものではないと理解している。

#### **公開草案を再度公表する必要性の有無に関する検討**

15. 公開草案に寄せられたコメントを踏まえ、一定の範囲での対応を行う場合にまで再公開草案を求めることは非効率であり、公開草案を再度公表する必要はないという事務局の提案に賛成する。
16. 公開草案を再度公表する必要性の有無に関する検討にあたっては、過去に公開草案を再度公表した事例と比較することも考えられるが、会計基準等の考え方や骨子を変える程度を勘案すると、今回は公開草案を再度公表する必要性はないのではないかと。
17. 有償支給取引に関する代替的な取扱いについては、収益に影響を与えるものではないため、公開草案を再度公表する必要はないとの事務局の提案に賛成する。
18. 多くの企業が新基準に従って会計処理を変更することとなる中で、一定の業種等に対する例外的な取扱いを公開草案から追加する場合には、公開草案を再度公表する必要性を慎重に判断すべきであると考えられる。

以 上